

## 4. 各計画の要綱

### (1) 史跡等保存活用計画—標準となる構成／作成の留意点—

#### 1. 計画策定の沿革・目的

##### (1) 計画策定の沿革

- 計画策定の背景・経緯を記述する。

##### (2) 計画の目的

- 計画の目的を記述する。
- 史跡等の現状・課題等の概略を記述するとともに、それらを改善し適切な保存・活用の方針・方法の策定を目的とする旨を述べる。

##### (3) 委員会の設置・経緯

- 計画策定のために設置した委員会の名簿、審議経過等の概要を記述する。
  - 委員会の構成は、史跡等の関係分野の専門家、活用に関する助言者、他の機関・部局など、幅広く対象に含めることが望ましい。
  - 状況に応じて、専門家・有識者の委員会とは別に、地域住民の合意形成の場、活用に関わる諸団体との意見交換の場を設置した場合には、それらの開催の経緯についても記述する。

##### (4) 他の計画との関係

- 総合計画その他の計画（都市計画、まちづくり計画等）との関係を記述する。
  - 本計画を総合計画等の上位計画及び他の土地利用計画等と関連付けることが望ましい。

##### (5) 計画の実施

- 計画の実施・発効の日付を記述する。

#### 2. 史跡等の概要

##### (1) 指定に至る経緯

- 指定に至る経緯について記述するとともに、追加指定している場合には、その経緯も記述する。
- 指定から(追加指定を経て)現在に至る経緯を記述する。

##### (2) 指定の状況

###### ア. 指定告示

- 指定に係る告示の内容（名称・史跡等の類型・指定年月日・指定基準）を明示する。地籍図・参考図が付されている場合には明示する。
- 追加指定を行った場合には、追加指定に係る告示の内容（追加指定年月日・指定基準）を明示する。

###### イ. 指定説明文とその範囲

- 指定説明文・指定範囲図等を明示する。(2)アにおいて参考図を図示した場合でも、地形図上に範囲を明示した図を明示する。
- 追加指定している場合には、追加指定説明文・追加指定範囲図を明示する。

###### ウ. 指定に至る調査成果

- 指定に先立って実施した調査成果の概要を記述する。
  - 自然的調査の成果
  - 歴史的調査の成果
  - 社会的調査の成果
- 指定後に明らかとなった調査成果がある場合には、その概要を記述する。

## エ. 指定地の状況

- 以下の諸点を記述する。
  - 土地等の所有関係、管理者の有無、管理団体の指定等
  - 公有化の経緯

## 3. 史跡等の本質的価値

### (1) 史跡等の本質的価値の明示

- 史跡等の適切な保存活用の原点となるのは、当該史跡等が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。したがって、指定説明文及び追加指定説明文に立脚しつつ、当該史跡等の本質的価値を総括的に再整理・再確認し明示する。

### (2) 新たな価値評価の視点の明示

- 指定当時から相当の時間が経過している場合又は追加指定を行っている場合には、新たな調査成果を踏まえ、価値評価の視点が進化していることも視野に入れ、本質的価値を再整理する。

### (3) 構成要素の特定

- 以下の手順の下に史跡等の構成要素を特定し、それらと本質的価値との関係及び個々の規模・形態・性質等の概要を記述する。表を作成して整理することが簡便と考えられる。
  - 本質的価値を構成する諸要素、及びそれらの概要
  - 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素、及びそれらの概要
  - 指定地の周辺地域を構成する諸要素、及びそれらの概要

## 4. 現状・課題

### (1) 保存（保存管理）

- 以下の項目について、保存（保存管理）の現状・課題を記述する。
  - 指定地の全体
  - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

### (2) 活用

- 以下の項目について、活用の現状・課題を記述する。
  - 指定地の全体
  - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

### (3) 整備

- 以下の項目について、整備（保存のための復旧（復旧（修理））、公開活用のための施設整備）の現状・課題を記述する。
  - 指定地の全体
  - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

### (4) 運営・体制の整備

- 以下の項目について、史跡等の保存活用事業のための運営（進め方）・体制の現状・課題を記述する。
  - 保存活用事業を運営する上での体制（人員・組織）の在り方
  - 同一地方公共団体の内部における保存活用事業の運営（進め方）等に係る意思疎通・情報共有の方法
  - 保存活用事業の運営（進め方）等に関する他の機関・組織との意思疎通・情報共有の方法

## 5. 大綱・基本方針

- 課題の克服に関する目標等を示し、史跡等の望ましい将来像を「大綱」として明示する。
- 史跡等の規模・形態・性質に基づき、以下の5つの観点を十分視野に入れて保存活用の「基本方針」を具体的に明示する。
  - 本質的価値に基づき、史跡等を構成する諸要素を特定し、個別の諸要素の適切な保存（保存管理）の方向性・方法を示すこと。→6
  - 本質的価値に負の影響を与えることなく、豊かに引き出すことができるよう適切な活用の方向性・方法を示すこと。→7
  - 本質的価値を確実に保存・継承し、潜在化している場合には顕在化できるよう適切な整備の方向性・方法を示すこと。→8
  - 地域に根ざした包括的な保存・活用を進めるために、運営の方法及びそれらを進める上で効果的な体制を示すこと。→9
- その他、個別の史跡等の態様に応じて基本方針の項目を追加してもよい。

## 6. 保存（保存管理）

### （1）方向性

- 保存（保存管理）の方向性を示す。

### （2）方法

- 具体的な保存（保存管理）の手法を示す。
  - 特定した諸要素の規模・形態及び性質等を踏まえ、諸要素ごとに適切な保存（保存管理）の具体的な手法を定める。
  - 特に指定地とその周辺の態様に応じて地区区分を行う場合には、地区ごとに総括的な保存（保存管理）の手法を定め、それらに基づき、各地区に所在する個別の諸要素の具体的な保存（保存管理）の具体的な手法を示すことが必要である。
  - 3(3)及び4において作成した表を活用し、新たに欄を付加して明示することも検討してよい。
- 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準
  - 指定地内で予想される建築物その他の工作物の新築・増築・改築、土地の形質変更、木竹の伐採等の各種の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）の取扱方針及び具体的な取扱基準を示す。
  - 地区区分を行った場合には、地区ごとの現状変更等の取扱方針及び具体的な取扱基準を示す。
- 史跡等の指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の具体的な手法を示す。
  - 史跡等の直近の周辺環境にあつて、史跡等に影響を及ぼす可能性のある諸要素の保存管理の具体的な手法を示す。
  - 史跡等の指定地外の周辺環境のうち、指定地内から展望できる範囲を中心に、可能な保全方策を示す。
- 追加指定
  - 本質的価値を構成する諸要素が現在の指定地外に及んでいる場合には、追加指定の進め方を示す。
- 公有化
  - 保存活用上、指定地の公有化が不可欠であるとされる場合には、その進め方を示す。

## 7. 活用

### (1) 方向性

- 活用の方向性を示す。

### (2) 方法

- 学校教育における活用の具体的な手法を示す。
  - 子どもたちの歴史文化の学習に資するよう、学校教育のカリキュラムとの相乗効果を目指すための望ましい手法を示す。
  - 大学との連携の下に、研究教育プログラムとの相乗効果を目指す望ましい手法を示す。
- 社会教育における活用の具体的な手法を示す。
  - 史跡等の活用が地域社会の活性化に及ぼす好影響を考慮し、相互の相乗効果を目指すための望ましい手法を示す。
- 地域における活用(観光・地域おこし等)の具体的な手法を示す。
  - 地域の自然的・歴史的・社会的文脈における史跡等の位置付け・役割を把握し、全体のつながりの中での活用の手法を示す。
  - 地域住民の要請を把握し、そのための望ましい手法を示す。
  - 地域外から訪問する観光客の要請を把握し、そのための望ましい手法を示す。

## 8. 整備

### (1) 方向性

- 保存のための整備(復旧(修理))及び活用のための施設整備の方向性を示す。

### (2) 方法

- 主として保存のための整備(復旧(修理))に関わる以下の手法を具体的に示す。
  - 構成要素の保存に必要な整備(復旧(修理))の技術的手法
  - 本質的価値の普及・啓発に必要なパンフレットその他の情報発信に係る技術的手法
- 主として活用のための施設整備に関わる以下の手法を具体的に示す。
  - 史跡・名勝における遺構の復元展示・表示等の技術的手法
  - 案内・解説・展示に必要な施設の整備に係る技術的手法
  - 公開に必要な情報発信のための施設等の整備(設置)に係る技術的手法
  - 便益管理施設の整備(設置)に係る技術的手法
  - 周辺に所在する他の文化財との連携を視野に入れた情報提供に係る技術的手法
- 整備事業としての実施期間・手順等を示す。
  - 短期的に実現すべき項目と中長期的な展望の下に実現すべき項目とを区分し、各々の整備事業の実施期間・手順等を示す。

## 9. 運営・体制の整備

### (1) 方向性

- 計画に定めた事項を実現するために、事業の実施期間のみならずその後の期間も見越して、運営・体制の整備拡充の方向性を示す。

### (2) 方法

- 計画に定めた事項を実現するために、整備事業の実施期間のみならず、その後の期間も視野に入れ、運営・体制の整備拡充に係る具体的な手法を示す。
  - 整備事業の実施に必要な短期的に実現すべき運営・体制のみならず、保存活用事業を中長期的な展望の下に進めて行くうえでの運営・体制の在り方も示す。

## 10. 施策の実施計画の策定・実施

- 6～10に定めた方向性・方法の各項目について実施すべき施策の項目を定め、それらの実施の道筋・期間等を示す。
- 直ちに又は短期間に実施すべき施策、中長期的な展望の下に実施を展望すべき施策への区分を行い、実効性のある道筋・期間を示すことが必要である。
- 施策の実施計画の総括表を示す。

## 11. 経過観察

### (1) 方向性

- 計画内容の実現に向けて、6～9の項目について経過観察の方向性を示す。

### (2) 方法

- 保存（保存管理）に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 活用に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 整備（保存のための復旧（修理）／活用のための施設整備等）に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 運営・体制の整備に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 保存（保存管理）・活用・整備、運営・体制の整備の各々に関する各種の施策(事業)の実施状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。

## **（２）史跡等整備基本計画－標準となる構成 作成の留意点－**

### 1. 計画策定の経緯と目的

#### （１）計画策定の経緯

整備基本計画の策定の背景・経緯について記述する。保存管理計画あるいは保存活用計画との関係についても記述する。

#### （２）計画の目的

整備基本計画の目的を記述する。

#### （３）委員会の設置

計画策定のために設置した委員会の名簿、審議経過等の概要を記述する。

委員会の構成は、史跡等の関係分野の専門家、活用に対する助言者、他の機関・部局など幅広く対称に含めることが望ましい。

状況に応じて、専門家・有識者の委員会とは別に、パブリックコメントや地域住民の合意形成の場、活用に関わる諸団体との意見交換の場を設置した場合には、それらの開催の経緯についても記載する。

#### （４）関連計画との関係

総合計画その他の計画（都市計画、まちづくり計画等）との関係を記述する。総合計画等の上位計画及び他の土地利用計画等と関連付けたりすることが望ましい。

### 2. 計画地の現状

#### （１）自然的環境

史跡等の指定地とその周辺の位置と立地、気象、地形・地質、植生、動物、景観など自然環境に関する把握を行う。

#### （２）歴史的環境

地域の歴史的、文化的文脈における当該史跡等の位置付けを明確にするために、周辺地域における関連の文化財等について把握を行う。

#### （３）社会的環境

人口、産業、交通、土地所有及び土地利用、都市計画等の上位計画、地域資源（観光・レクリエーション・文化財）、法的規制、地域住民の要望等について把握する。

### 3. 史跡等の概要および現状と課題

以下のような側面からみた現状の課題を整理する。

#### （１）史跡等指定の状況

史跡等本質的価値に関わる指定理由を明確にする。

#### （２）史跡等の概要

発掘調査・史料調査・実測調査・自然環境調査等によって判明した事実を踏まえ、史跡等の本質的価値とその構成要素の保存状況・分布状況、公有化状況等を把握し、課題を明確にする。

(3) 史跡等の公開活用のための諸条件の把握

史跡等の現状における公開・活用等の利用状況や、地元住民等の公開・活用に対する要望の他、文化・教育行政、都市計画行政、建設土木行政、公園行政、農林水産行政、観光行政等に関連する諸条件を把握し、課題を整理する。

(4) 広域関連整備計画

地域に所在する文化的資源の総体を視野に入れ、それらの保存と活用、当該事業との関連について明確にし、課題を整理する。

4. 基本方針

(1) 基本理念と基本方針

課題の解決を念頭に、史跡等の本質的な価値の保存と顕在化、関連する文化的資源の活用、地域に根ざした保存と活用、地域づくり・まちづくりにおける位置付けを基本理念の中で明確にする。

5. 整備基本計画

(1) 全体計画及び地区区分計画

全体計画と地区区分（ゾーニング）計画を整合させ、各地区の特性に応じた整備の方針について明示する。史跡等が本来持っていた空間配置及び各空間が果たしていた機能等について復元的な考察を行い、地区区分や計画に反映させることも必要である。

(2) 遺構保存に関する計画

地上に遺構が表出しているものと地下に埋蔵されているものとに分けて保存手法を検討し、必要に応じ保存科学的手法の導入も検討する。

(3) 歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する計画

歴史的建造物・石垣・庭園等が毀損または衰亡している場合は、調査に基づき復旧する方法を明示する。

(4) 動線計画

エントランスやサブエントランス、見学者動線・管理用動線等の別を明らかにする必要がある。

(5) 地形造成に関する計画

地形復元を基本とし、給排水機能の確保についても検討が必要である。

(6) 遺構の表現に関する計画

遺構の規模や性格の他、空間利用のあり方、往事の環境等が適切に伝わるように、表現に必要な材料・工法等を示す必要がある。

(7) 修景および植栽に関する計画

植栽の機能に配慮しつつ、適切な樹種・数量・緑量による修景の計画を具体化する必要がある。

(8) 案内・解説施設に関する計画

史跡等に関する様々な情報や、各種遺構に関する説明を文字・図面・写真・音声・画像・映像などを用いて情報提供する施設を検討する。樹根が遺跡に悪影響を与えないか考慮する必要がある。

ある。

(9) 管理施設および便益施設に関する計画

来訪者が快適に見学等できるように、必要最小限の休憩施設・便所・ベンチ・照明等の位置等について示す必要がある。

(10) 公開・活用およびそのための施設に関する計画

屋内展示および体験学習等を通じて史跡等に対する理解を促す施設について、規模・形態・外観・位置等を示す必要がある。

(11) 周辺地域の環境保全に関する計画

史跡等の周辺地の景観に関して具体的な制御手法を示す必要がある。

(12) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

地域全体の視点から当該史跡等と関連する文化財等との関係を把握し、包括的な整備活用方法を示す必要がある。

(13) 整備事業に必要な調査等に関する計画

遺構の保存や修復、表現等に必要部分についての発掘調査の計画等を示す必要がある。設計等に必要測量調査、地盤調査なども検討する必要がある。

(14) 公開・活用に関する計画

整備事業の実施時期にかかわらず、各段階における公開・活用が必要であり、多彩な取り組みを示す必要がある。

(15) 管理・運営に関する計画

整備事業の実施時期にかかわらず、各段階における管理・運営が必要であり、管理の内容や手法等を示す必要がある。

(16) 事業計画

事業の内容・期間・工程等を示す必要がある。

6. 完成予想図

パース等でわかりやすい完成予想図を示す必要がある。